

## 一般組合員を退職（資格喪失）する方へ



### 退職時の手続について（手続書類と組合員証等）

一般組合員を退職（資格喪失）する際は，一般組合員資格喪失届書【整理番号3－5】を組合員証等と併せて所属所経由で提出する必要があります。

共済組合では一般組合員資格喪失届書【整理番号3－5】の提出に基づき，一般組合員資格の喪失手続と長期給付（年金）関係の事務手続を行います。

また，退職後は現職時の組合員証等を使用することはできません。組合員証等の返納は，所属所を通じて行いますので，当支部へ直接返納したり，破棄したりしないようお願いします。

※ 組合員証等を使用して医療機関を受診した場合，公立学校共済組合が負担した医療費を後日，返納していただくこととなりますので，注意してください。

#### 【提出書類】

☆ 一般組合員資格喪失届書【整理番号3－5】

☆ 組合員証等

（被扶養者証・限度額適用認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証・資格確認書を含む。）

※ 資格情報のお知らせについては返納の必要はない（組合員自身で適切に廃棄してください。）。

### Q&A(よくある質問)

#### 1 退職後，引き続き本県の公立学校等で一般組合員

Q. 県費支弁職員です。定年退職後，引き続きフルタイム再任用となります。組合員証等はどうすればよいのでしょうか。

A. 県費支弁職員の方で引き続き本県の公立学校等でフルタイム再任用として勤務する方は，引き続き一般組合員となりますので，退職前の組合員証等を引き続き使用します（手続不要）。

※ 市町村費支弁組合員の方：基本的には県費支弁組合員と同じ手続ですが，引き続き再就職を希望される方は，市町村によって任用形態や医療保険制度の適用が異なるので，再就職先の市町村へ雇用条件を確認した上で手続を行ってください。

#### 2 退職後，引き続き本県の公立学校等で短期組合員

Q. 退職後は短期組合員として本県の公立学校で勤務予定です。一般組合員資格喪失届書【整理番号3－5】と組合員証等の提出は必要でしょうか。

A. 一般組合員資格喪失届書【整理番号3－5】の提出が必要です。組合員証等については組合員番号が変更になり使用できなくなりますので，新所属所に提出し短期組合員の資格取得手続を行ってください。

※ 引き続き本県の公立学校等で勤務する臨時的任用職員や非常勤職員の方で，自身の加入する社会保険（医療保険制度）の適用が不明な場合は，任命権者に確認を行った上で組合員証等の手続を行ってください。

#### 3 退職後，他支部・他共済の一般組合員

Q. 本県の公立学校を退職後，他県で正規採用の教職員として勤務しますが，組合員証等はどうすればよいのでしょうか。

A. 他県で正規採用され一般組合員となる場合は，転出扱いとなります。一般組合員資格喪失届書【整理番号3－5】の転出届書に☑し必要事項を記入の上，組合員証等と併せて所属所に提出してください。

※ 公立学校共済組合以外の他の公務員共済組合に加入する場合は，一般組合員資格喪失届書【整理番号3－5】の転出届書に☑し必要事項を記入の上，当支部で使用していた組合員証等と併せて所属所に提出してください。

裏面に続く

**長期給付（年金）関係手続について**

退職時に老齢厚生年金の受給権の発生していない方（転出者を除く。）については、提出された一般組合員資格喪失届書【整理番号3-5】に基づき、「待機者登録」を行います。「待機者登録」とは将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）をデータとして登録する手続です。

また、退職時に老齢厚生年金の受給権の発生している方（請求中の方を含む。）については、公立学校共済組合の老齢厚生年金を改定する処理（退職改定）を行います。

※ 待機者登録が完了すると、ご自宅に「待機者登録通知書」が届きますので大切に保管してください。

なお、待機者登録に当たっては、任命権者から提出される履歴書と給料記録を確認した上で登録処理を行いますので、「待機者登録通知書」が届くまで3～6か月程度要します。

※ 65歳以上で一般組合員を退職する方については、退職年金（通称：年金払い退職給付）の受給権が発生する場合があります。年度末退職者の場合は、原則、鹿児島支部から事前に請求手続を案内します。

※ その他、障害年金や老齢年金の繰上げ、特別支給の老齢厚生年金の長期・障害特例請求を行う場合は、鹿児島支部年金相談窓口までご連絡ください。

**退職後の医療保険制度への加入について**

退職後は現職時の組合員証等を使用することはできません。退職後、引き続き社会保険（厚生年金・健康保険）に加入して働く方以外は、①国民健康保険への加入、②任意継続組合員制度への加入、③家族の加入する健康保険等の被扶養者となる、といった選択肢があります。

このうち、②任意継続組合員制度は、組合員期間が退職日まで引き続き1年と1日以上あった方が、申出により退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を最長2年間受けることができる医療保険制度です。加入に当たっては、退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金の納入をする必要があります。

任意継続組合員制度への加入を希望される方は、1月下旬から2月上旬頃に所属所あてに発出する任意継続組合員制度加入に関する通知を確認の上、手続を行ってください（年度末退職者の場合、事前申込があります。）。

**退職後の公的年金制度への加入について**

退職後、引き続き社会保険（厚生年金・健康保険）に加入して働く方以外で、20歳以上60歳未満の方（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を含む。）については国民年金の加入手続が必要です。以下を参考に手続を行ってください。

対象者	動向	国民年金の種別	手続先
組合員	配偶者（65歳未満の厚生年金被保険者）の被扶養者になる	第3号被保険者	配偶者の勤務先
上記以外の組合員・被扶養配偶者	無職・自営業・社会保険（厚生年金・健康保険）の適用のない就労等	第1号被保険者	お住まいの市区町村の国民年金担当窓口

※ 国民年金の任意加入・免除申請等については、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（日本年金機構）にお尋ねください。

**資格喪失証明書の交付について**

退職後の医療保険制度・公的年金制度への加入のために組合員資格喪失証明書が必要な場合は、一般組合員資格喪失届書【整理番号3-5】及び組合員証等と併せて「資格喪失証明書交付申出書」を提出してください。

※ 郵送事情にもよりますが、一般組合員資格喪失届書【整理番号3-5】等の支部受付から10日から2週間程で交付されます。